第3回 水戸市水道事業及び下水道事業審議会 次 第

日時：令和８年 10 月５日（月）13 時 30 分
場所：水戸市役所６階　水道部会議室

１　開　　会

２　議　　題

（１）答申（案）について

（２）その他

３　閉　　会

（案）

水事審答申第　号

令和８年　月　日

水戸市長　高橋　靖　様

水戸市水道事業及び下水道事業審議会

会長　馬渡　剛

下水道事業経営戦略（第２期）を踏まえた下水道使用料の改定について（答申）

令和８年８月７日付水総第48号により、当審議会に諮問のありました、下水道事業経営戦略（第２期）を踏まえた下水道使用料の改定について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

１　下水道使用料の改定について

（1）改定の必要性

下水道事業においては、大規模な道路陥没事故の発生などを受け、下水道管路の老朽化対策の一層の推進が求められている。そのような中、本市においては、これまで、財源確保や経費縮減の取組を実施してきたところであるが、老朽化対策事業費の増加や、物価上昇の影響による維持管理費の増加、金利上昇による企業債支払利息の増額が見込まれる一方、基幹的な収入である下水道使用料については、新規接続があるものの人口減少の影響などによって大幅な増収が見込めない状況が続くと見られ、令和９年度から補填財源不足に陥る見込みとなった。

下水道事業は地方公営企業であることから、独立採算の原則により、必要な経費については、国が定める基準に基づく一般会計からの繰入金を除き、下水道使用者が負担する使用料で賄うことが原則である。一般会計繰入金を増額することは、下水道を利用している市民とそれ以外の市民との負担の公平性や、一般会計における福祉や子育て支援など他の行政経費への影響等の観点から望ましいとは言い難い。

このため、下水道事業の経営の健全化を図り、将来へ向けた持続的な事業運営を堅持するためには、下水道使用料の改定が必要であると判断したものである。

(2) 改定率

今回の下水道使用料の改定により、経営戦略（第２期）の計画期間である令和15年度まで補填財源不足の発生を抑止し、当該期間中における再度の改定を避けるとともに、経営戦略（第２期）における中期目標である「使用料収入に対する維持管理費の割合を令和15年度に51.53%以下」を達成するため、市が示す平均改定率の案の中で最大である30.5%の改定を、令和９年度に行うこと。

なお、審議においては、一部の意見として、物価高騰が続く中にあり、下水道使用料の改定が市民生活に与える大きな影響を考慮し、改定率を出来る限り抑えた案を採るべきとの意見や、不足する収入額に応じて徐々に改定を進めるべきとの意見も出されたことを申し添える。

(3) 基本水量の見直し

基本水量については、一括徴収を行っている水道料金との差を解消するとともに、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公正性に配慮し、現行の１カ月につき８㎥を６㎥に見直すこと。これに伴い、これまで基本水量の範囲内であった７～８㎥の水量区分と９～10㎥の水量区分とを統合し、１カ月につき７～10㎥の水量

区分を設定すること。

(4) 超過料金における累進度

超過料金における累進度については、大口使用者へ過度な負担を強いることのないよう、現行の累進度を緩和するため、各水量区分において定額での改定とすること。

(5) 将来的な料金体系のあり方についての検討

基本水量をさらに漸進的に解消していくのか、また、累進度をさらに緩和していくのかなど、料金体系のあり方について、将来的に目指す姿を明確にすべく今後さらに検討を進めること。

(6) 使用水量の少ない使用者への配慮

基本料金及び水量区分７～10 ㎥の単価の改定については、高齢者世帯や一人暮らしの学生など、使用水量の少ない使用者の負担増が大きくならないように配慮すること。

(7) 市民生活への影響の考慮

下水道使用料の改定の実施に当たっては、物価高騰など引き続く厳しい社会経済情勢等を踏まえ、市民生活や地域経済への影響を十分に考慮すること。

(8) 下水道使用者への丁寧な説明

下水道事業の中長期的な経営見通し、下水道使用料の改定が必要となるに至った背景、今回の改定の内容などについて、具体的な数値指標を示すなど、市民目線で分かりやすく丁寧に説明し、改定に対する市民理解の向上に努めること。

２　付帯意見

(1) 将来的な下水道事業のあり方の検討

下水道法の改正や国の動向を踏まえ、施設の老朽化及び人口減少への対応や防災の観点から、下水道施設や下水道計画区域の将来的なあり方について検討を行うこと。

(2) その他の経営改善策の推進

供用開始区域内の下水道未接続者の接続促進や下水道使用料以外の手数料の適正化など、更なる収益確保に取り組むとともに、官民連携及び広域化・共同化（農業集落排水施設等の統廃合）の推進など、一層の経費縮減に取り組むこと。

(3) 投資・財政計画の継続的な見直し

投資・財政計画については、今後においても社会経済情勢の変化等を踏まえながら継続的に見直しを行い、常に経営状況の正確な把握に努め、必要に応じて料金水準の検討を行うこと。

下水道使用料改定の必要性について
第１回水道事業及び下水道事業審議会での御意見・御質問（第２回審議会資料修正版）

第３回水道事業及び下水道事業審議会資料①
令和８年１０月５日
水戸市上下水道局下水道部

<table>
<tr><th>委員名</th><th>御意見・御質問</th><th>回答</th></tr>
<tr><td rowspan="2">＿＿＿委員</td><td>資料（「下水道使用料改定の必要性について」）の中で、下水道使用料の改定が必要となった背景について、より詳しく説明すべきではないか。</td><td>第２回水道事業及び下水道事業審議会資料②をご覧ください。</td></tr>
<tr><td>今後の下水道使用料の見込みは。人口減少の影響で減収する見込みになっていないか。</td><td>下水道事業全体としてみると、近年の収入の実績から、今後も少しずつ増加していく見込みです。
これは、既整備エリアの一部で、人口減少による収入減少もある一方で、下水道管路の新規整備により供用範囲が毎年度拡大しており、また、既整備エリアにおける新規接続も見込まれるためです。

〇下水道管路の新規整備の状況
市民からの整備要望に対応するため、効率的・効果的な整備手法の検討を行ったうえで、計画的に下水道の整備を進めていきます。

<table>
<tr><th>項目</th><th>Ｒ３決算</th><th>Ｒ７決算</th><th>Ｒ７－Ｒ３</th><th>Ｒ12見込み</th><th>Ｒ12－Ｒ７</th></tr>
<tr><td>事業計画区域</td><td>6,607ha</td><td>6,645ha</td><td>38ha</td><td>6,645ha</td><td>----</td></tr>
<tr><td>整備済区域</td><td>5,837ha</td><td>6,001ha</td><td>164ha</td><td>6,182ha</td><td>181ha</td></tr>
<tr><td>整備率</td><td>88.3%</td><td>90.3%</td><td>2.0%</td><td>93.0%</td><td>2.7%</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>＿＿＿委員</td><td>資料（「下水道使用料改定の必要性について」）の中で、今後の経営改善策についても説明すべきではないか。</td><td>将来的な費用縮減のため、広域化・共同化（農業集落排水施設等の統廃合）を計画しています。
しかしながら、統合に係る整備が完了するまでに時間を要するため、コスト縮減効果が発現するのは後年度になると見込まれます。</td></tr>
<tr><td>＿＿＿委員</td><td>資料（「下水道使用料改定の必要性について」18から19頁）の改定候補ＡからＣの中で、最も目標の高い候補Ｃによる改定が望ましい。今後も物価が高い状態が継続するだろうという考えから、市民感情を考慮すると、こまめに改定を繰り返すよりも、一度で大きな額の改定をしてしまう方がよい。</td><td></td></tr>
</table>

下水道使用料改定の必要性について

第３回水道事業及び下水道事業審議会　事前にいただいた答申案についての御意見・御質問

第３回水道事業及び下水道事業審議会資料②
令和８年１０月５日
水戸市上下水道局下水道部

委員名	御意見・御質問	現行案	修正案
＿＿委員	（１下水道使用料の改定について　(1)改定の必要性） 「…補填財源不足に陥る見込みとなった。」について、「現行の使用料水準のままでは将来にわたって安定した事業運営を継続することが困難となる」という表現を追加してはどうか。	…新規接続があるものの人口減少の影響などによって大幅な増収が見込めない状況が続くと見られ、令和９年度から補填財源不足に陥る見込みとなった。 下水道事業は地方公営企業であることから、独立採算の原則により、必要な経費については…	…新規接続があるものの人口減少の影響などによって大幅な増収が見込めない状況が続くと見られ、令和９年度から補填財源不足に陥る見込みとなった。 このような状況は、現行の料金水準のままでは将来にわたって安定した事業を継続することが困難であることを表していると言わざるを得ない。 また、下水道事業は地方公営企業であることから独立採算の原則により、必要な経費については…
	（１下水道使用料の改定について　(1)改定の必要性） 「一般会計繰入金を増額することは…」について、文書の前に「下水道事業における財源不足を補うために」という表現を追加してはどうか。	…国が定める基準に基づく一般会計からの繰入金を除き、下水道使用者が負担する使用料で賄うことが原則である。一般会計繰入金を増額することは、下水道を利用している市民とそれ以外の市民との負担の公平性や…	…国が定める基準に基づく一般会計からの繰入金を除き、下水道使用者が負担する使用料で賄うことが原則である。下水道事業における財源不足を補うために一般会計繰入金を増額することは下水道を利用している市民とそれ以外の市民との負担の公平性や…
	（１下水道使用料の改定について　(1)改定の必要性） 「…一般会計における福祉や子育て支援など他の行政経費への影響等の観点から望ましいとは言い難い。」について、「適切ではない」と言い切った方がよいのではないか。	…下水道を利用している市民とそれ以外の市民との負担の公平性や、一般会計における福祉や子育て支援など他の行政経費への影響等の観点から望ましいとは言い難い。 このため…	…下水道を利用している市民とそれ以外の市民との負担の公平性や、一般会計における福祉や子育て支援など他の行政経費への影響等の観点から適切ではない。 このため…
	（１下水道使用料の改定について　(3)基本水量の見直し） 「基本水量については、一括徴収を行っている水道料金との差を解消するとともに、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公正性に配慮し、現行の１カ月につき８㎥を６㎥に見直すこと。」について、「基本水量については、実際の使用水量にかかわらず一定の料金を負担する仕組みとなっている現状を見直し、使用水量に応じた負担を基本とすることで、使用者間の負担の公平性を確保する観点から、８㎥から６㎥へ見直すことが適当である。」という表現も考えられるのではないか。	基本水量については、一括徴収を行っている水道料金との差を解消するとともに、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公正性に配慮し、現行の１カ月につき８㎥を６㎥に見直すこと。これに伴い…	基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性を確保する観点から、実際の使用水量にかかわらず一定の料金を負担する仕組みとなっている現状を見直し、使用水量に応じた負担を基本とすることを目指すべきであり、まずは一括徴収を行っている水道料金との差を解消するため、現行の１カ月につき８㎥を６㎥に見直すこと。これに伴い…
	（１下水道使用料の改定について　(4)超過料金における累進度） 「 …各水量区分において定額での改定とすること。」について、表現が曖昧であるため、「…各水量区分の現行単価に一定額を上乗せすること。」という表現の方がよいのではないか。	超過料金における累進度については、大口使用者へ過度な負担を強いることのないよう、現行の累進度を緩和するため、各水量区分において定額での改定とすること。	超過料金における累進度については、大口使用者へ過度な負担を強いることのないよう、現行の累進度を緩和するため、各水量区分の現行単価に一定額を上乗せする方法により改定を行うこと。
	（１下水道使用料の改定について　(5)将来的な料金体系のあり方についての検討） 「漸進的に解消」、「さらに緩和」という方向性だけでなく、人口減少、節水傾向、使用水量の変化などを踏まえて、料金体系そのものを見直すという表現も必要ではないか。	基本水量をさらに漸進的に解消していくのか、また、累進度をさらに緩和していくのかなど、料金体系のあり方について、将来的に目指す姿を明確にすべく今後さらに検討を進めること。	人口減少や節水傾向による使用水量の変化などを踏まえ、基本水量をさらに漸進的に解消していくのか、また、累進度をさらに緩和していくのかなど、料金体系全体のあり方について、将来的に目指す姿を明確にすべく今後さらに検討を進めること。